

食品衛生法施行規則の一部を改正する内閣府令及び 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について（概要）

令和 8 年 9 月 1 日
消費者庁
食品衛生基準審査課

1. 改正の趣旨

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 12 条において、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）については、人の健康を損なうおそれのない場合として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める場合を除き、販売・製造等を行ってはならないとされており、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）第 12 条及び別表第 1 において、人の健康を損なうおそれのない添加物が定められている。
- また、内閣総理大臣は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売用の食品等の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができる。規格基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において示されており、同条 2 項において、規格基準が定められたものは、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。
- 今般、事業者から添加物の新規指定に係る要請を受け、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われ、指定案及び規格基準案が食品衛生基準審議会添加物部会（令和 8 年 6 月 2 日）及び食品衛生基準審議会（令和 8 年 8 月 26 日）の審議において了承されたことを受け、人の健康を損なうおそれのない添加物として「酢酸カリウム」を指定し、当該添加物に係る規格基準を定めるため、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 規則別表第 1 に「酢酸カリウム」を追加する。
- 添加物（酢酸カリウム）に係る規格基準について、別紙のように設定する（規格基準告示 第 2 の D 関係）。

3. 根拠条項

- 法第 12 条及び 13 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日及び告示日：令和 8 年 12 月（予定）
- 施行期日：公布日及び告示日